

【2023（令和5）年度の地球温暖化対策計画の概要】

埼玉県地球温暖化対策推進条例第15条第1項に基づき、事業者としての埼玉県警察が提出した地球温暖化対策の内容を次のとおり公表します。

なお、計画本文はけいさつ情報公開センターにおいて備え置き、公表しています。

○ 計画期間

令和2年度～令和6年度

○ 令和4年度原油換算量／CO2換算排出量／原単位及び削減目標

事業所	原油換算 (kl)	CO2換算 (t)	エネルギー起源CO2排出量原単位 (t／床面積1㎡あたり)	削減目標
1,500kl未満の小規模事業所の合算	10,273	20,259	0.0693	平成25年度の二酸化炭素排出量（14,323 t-CO2）を基準として、毎年前年度比10.5%削減する。

＊ 原油換算、CO2換算については、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく換算係数にて算出